

### 第3章 望ましい環境像実現のために

#### 1 施策の体系

本市では、まちづくりを進めるうえで「第2次伊賀市総合計画・第3次基本計画」が策定され、7つの分野別の施策・基本事業を設定しています。その分野の一つに「生活・環境分野」が位置づけられています。

また、この環境基本計画では、本市の環境基本条例や「芭蕉も愛したかけがえのない伊賀の自然を守り、自然と共生するまちづくりを進めるとともに、良好な環境を次世代へ引き継ぐ」という“環境保全都市宣言”の理念に従い、望ましい環境像の実現のために、「生活環境」、「豊かな自然」、「地球環境」、「資源循環」、「環境教育」の5つのキーワードを設定し、それぞれのキーワードに【基本計画】、【環境目標】を設定し、2030（令和12）年度までに実施する基本施策の方向を掲げています。



僕の住む伊賀市は、芭蕉のふるさと。  
大切な環境を次世代へ引継がないとね。

#### 環境保全都市宣言

私たち伊賀市民は、澄んだ空気、きれいな川、緑豊かな自然の中で健やかに潤いのある暮らしができることを願っています。

しかし、近年の社会経済活動や生活様式の変化は、私たちの暮らしに便利さや物質的な豊かさをもたらす一方で環境への負荷を増大させ、人類の生存基盤である地球環境にも深刻な影響を与えています。

私たちは、四方に連なる山々、淀川源流域となる木津川の清流など、芭蕉も愛したかけがえのない伊賀の自然を守り、自然と共生するまちづくりを進めるとともに、良好な環境を次世代へ引き継ぐ責務を負っています。

よって、伊賀市は、市民、事業者及び市が一体となって、良好な環境の保全、環境にやさしい循環型社会の実現を目指し、ここに「環境保全都市」を宣言します。

2005（平成17）年12月21日

伊 賀 市
















#### 2 SDGs（持続可能な開発目標）の視点から

持続可能な社会を実現するためには、市民一人ひとりが、SDGsの趣旨を理解し、行動することが大切です。このSDGsの「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、発展途上国を含む世界各国の人々が17のゴール（目標）達成のため取り組んでいます。

持続可能な社会を実現の実現には、本市でも市、市民、市民団体、事業者等が17のゴール（目標）に向けて参加し、取り組みを図っていくことが大切であり、本計画においても、このようなSDGsの視点を取り入れ、市、市民、市民団体、事業者が一体となり取り組むことで、本市が持続可能な社会を実現できることを目指しています。

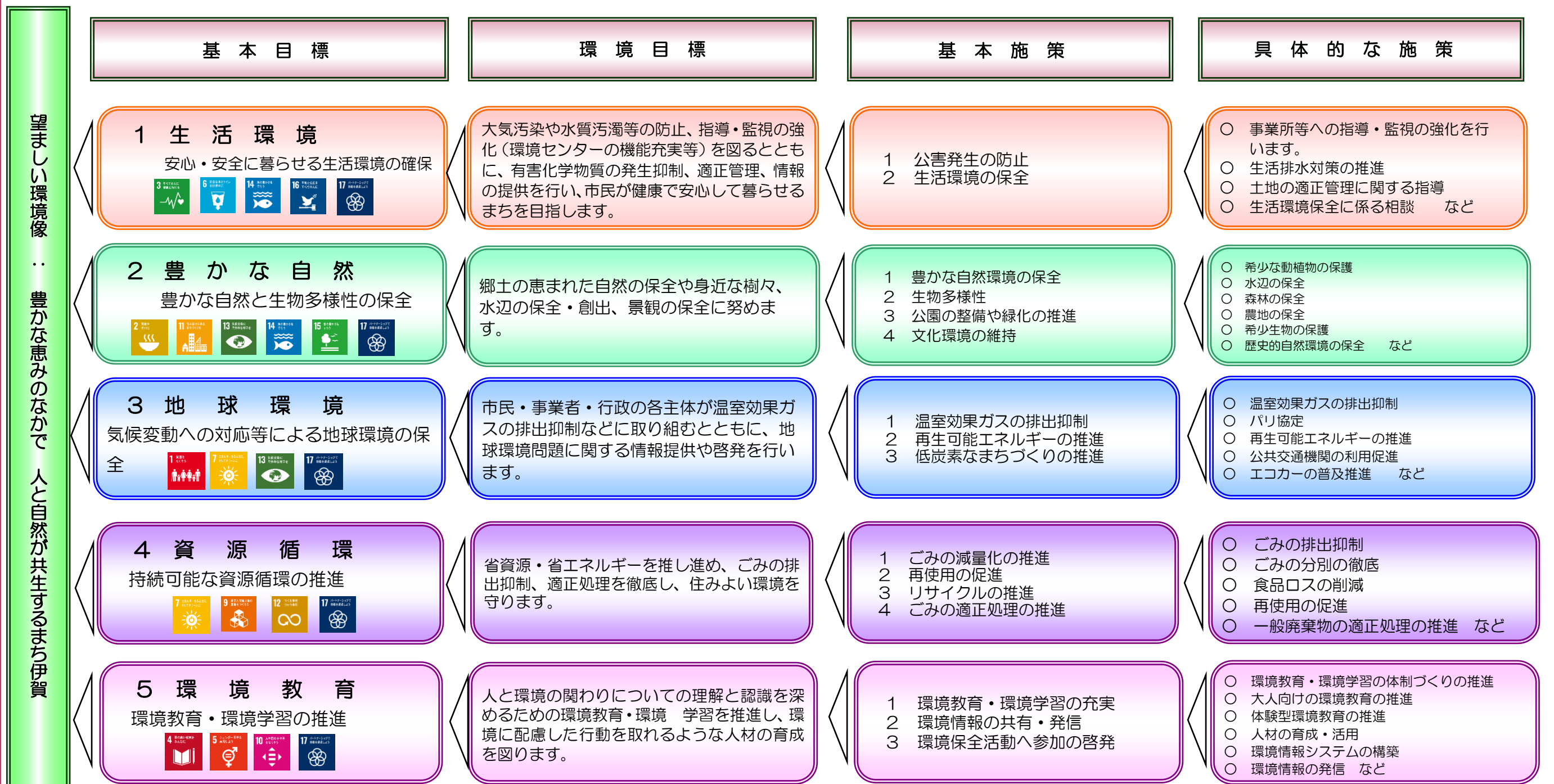
本計画では、望ましい環境像の実現に向け、「環境基本」、「環境目標」を策定し、SDGsのゴール（目標）と結び付け、各施策を実行することで地域環境を保全し、本市から地域や世界の環境保全に貢献していくことを目指します。

【参考】SDGs 17のゴール（目標）とターゲット（抜粋）

| SDGs 17のゴール（目標）  | ターゲット（抜粋）  |
|--|--|
|  <b>1 貧困をなくそう</b><br>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・極度の貧困を終わらせる</li> <li>・貧困状態にある人の割合を半減させる</li> <li>・<b>貧困層、脆弱な状況にある人々の強靭性を構築し、気候変動に関する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する</b></li> </ul>              |
|  <b>2 飢餓をゼロに</b><br>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飢餓を撲滅し、安全で栄養のある食料を得られるようにする</li> <li>・<b>生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象などへの適応能力を向上させ、持続可能な食糧生産システムを確保し、強靭な農業を実践する</b></li> <li>・小規模食料生産者の農業生産性と所得を倍増させる</li> </ul> |
|  <b>3 すべての人に健康と福祉を</b><br>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦の死亡率を削減する</li> <li>・<b>重篤な伝染病を根絶し、その他の感染症に対処する</b></li> <li>・<b>有害な化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡や疾病の件数を大幅に減少させる</b></li> </ul>                                |
|  <b>4 質の高い教育をみんなに</b><br>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・無償・公正・質の高い初等・中等教育を修了できるようにする</li> <li>・乳幼児の発達・ケアと就学前教育にアクセスできるようにする</li> <li>・高等教育に平等にアクセスできるようにする</li> </ul>  |
|  <b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b><br>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性に対する差別をなくす</li> <li>・女性に対する暴力をなくす</li> <li>・女性に対する有害な慣行をなくす</li> </ul>   |
|  <b>6 安全な水とトイレを世界中に</b><br>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安価な飲料水の普遍的・衡平なアクセスを達成する</li> <li>・下水・衛生施設へのアクセスにより、野外での排泄をなくす</li> <li>・様々な手段により水質を改善する</li> </ul>  |
|  <b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b><br>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する</li> <li>・再生可能エネルギーの割合を増やす</li> <li>・エネルギー効率の改善率を増やす</li> </ul>  |
|  <b>8 働きがいも経済成長も</b><br>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人当たりの経済成長率を持続させる</li> <li>・高いレベルの経済生産性を達成する</li> <li>・開発重視型の政策を促進し、中小零細企業の設立や成長を奨励する</li> </ul>   |
|  <b>9 農業と産業革新の基盤をつくろう</b><br>強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済発展と福祉を支える持続可能で強靭なインフラを開発する</li> <li>・雇用とGDPに占める産業セクターの割合を増やす</li> <li>・<b>資源利用効率向上、クリーン技術等の技術・産業プロセスの導入等により持続可能性を向上させる</b></li> </ul>                  |
|  <b>10 人や国の不公平をなくそう</b><br>各国内及び各国間の不平等を是正する  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得の少ない人の所得成長率を上げる</li> <li>・すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する</li> <li>・機会均等を確保し、成果の不平等を是正する</li> </ul>  |
|  <b>11 住み続けられるまちづくりを</b><br>包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通の安全性改善により、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する</li> <li>・参加型・包摂的・持続可能な人間居住計画・管理能力を強化する</li> <li>・<b>文化遺産、自然遺産の保護・保全の努力を強化する</b></li> </ul>                           |
|  <b>12 つくる責任つかう責任</b><br>持続可能な生産消費形態を確保する   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>廃棄物の発生の防止、削減、再生利用等により廃棄物の発生を大幅に削減する</b></li> <li>・天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する</li> <li>・世界全体の一人当たりの食料廃棄物を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす</li> </ul>        |
|  <b>13 気候変動に具体的な対策を</b><br>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・気候関連災害や自然災害に対する強靭性と適応能力を強化する</li> <li>・気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む</li> <li>・気候変動対策に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する</li> </ul>  |
|  <b>14 海の豊かさを守ろう</b><br>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋汚染を防止・削減する</li> <li>・海洋・沿岸の生態系を回復させる</li> <li>・海洋酸性化の影響を最小限にする</li> </ul>  |
|  <b>15 陸の豊かさを守ろう</b><br>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸域・内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する</li> <li>・森林の持続可能な経営を実施し、森林の減少を阻止・回復と植林を増やす</li> <li>・砂漠化に対処し、劣化した土地と土壌を回復する</li> </ul>                            |
|  <b>16 平和と公正をすべての人に</b><br>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する | <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力及び暴力に関連する死亡率を減らす</li> <li>・子どもに対する虐待や暴力・拷問をなくす</li> <li>・<b>持続可能な開発のための被差別的な法規及び政策を推進し、実施する</b></li> </ul>   |
|  <b>17 パートナーシップで目標を達成しよう</b><br>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進国は、開発途上国に対するODAに係るコミットメントを完全に実施する</li> <li>・開発途上国のための追加的資金源を動員する</li> <li>・<b>持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する</b></li> </ul>                                    |

## 望ましい環境像実現のために

伊賀市のめざす望ましい環境像実現や良好な自然環境を次世代に引き継ぐため、「生活環境」「豊かな自然」「地球環境」「資源循環」「環境教育」の5つのキーワードを設定し、それぞれのキーワードに【基本目標】、【環境目標】を設定し、2030（令和12）年度までに実施する【基本施策】の方向を掲げています。この【基本目標】、【環境目標】に取り組むにあたり、市、市民、市民団体、事業者の期待すべき行動を策定しました。また【基本施策】のうち、本市で取り組む【環境目標】の一部については、具体的な数値目標（本市）として設定しました。



※基本施策と具体的な施策の詳細は次ページ以降に記載。



## 【 基本目標 1 】

### 「 生活環境 」

大気汚染は主に自動車や事業所からの排出ガスが原因となっています。特に車社会の浸透により、市内の国道、県道などの幹線道路では通勤時や観光シーズンに交通渋滞が発生したりしています。

また、本市を流れる主要河川である木津川、柘植川、服部川、久米川、比自岐川などは、水質汚濁指標であるBODは全体として満足はしているものの、生活排水の流入する一部河川では未だに高い値を示しています。

また、様々な化学物質による環境汚染や生態系への影響が懸念され、早急な排出削減対策や化学物質の管理強化を講じる必要があります。

このようなことの対策のため、以下の施策を実施していきます。

### < 施策の方向 >

#### 基本施策（1）公害発生の防止

施策1 事業所等への指導・監視の強化を行います。

- 事業所・工場などの大気汚染や悪臭防止のために県と連携し、生産工程の設備などによる固定発生源対策の推進に努めます。
- 自動車騒音や事業所・工場などへの悪臭や騒音・振動に係る測定・調査の実施及び指導や助言、啓発を推進します。
- 水質監視、悪臭測定等環境センター機能を充実し、環境監視の強化に努めます。

施策2 生活排水対策の推進

- 国、県、関連団体と連携した河川水質監視を実施します。
- 浄化槽等、生活排水処理施設の設置及び維持管理に関する啓発を行います。  
(特に生活排水対策重点地域を中心に)

#### 基本施策（2）生活環境の保全

施策1 土地の適正管理に関する指導

- 空き地の雑草等除去に関する条例に基づき、住宅地の空き地が適正に管理されるように努めます。
- 伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づき市外から汚染された土壌が持ち込まれることが無いように努めます。

施策2 生活環境保全に係る相談

- 野焼きの煙等、生活環境の保全に係る相談や関連する情報発信を行います。

施策3 有害化学物質の適正管理の推進

- 事業所に対し、有害化学物質の排出抑制に関する指導・助言を行います。
- 有害な化学物質についての適正使用や保管に関する情報提供を行います。

〔数値目標〕

- 河川水の環境基準達成率

生活排水対策の推進として、国、県などと連携し、河川水質監視に努めます。本市における環境基準点は、木津川の大野木橋、岩倉橋、島ヶ原橋、柘植川の山神橋、服部川の伊賀上野橋、久米川の芝床橋、及び比自岐川の枅川橋の7地点となっています。

2030（令和12）年度までに、水中の有機物の指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）を全ての測定地点において達成されるように設定します。

| 年度   | 2019（令和元） | 2025（令和7） | 2030（令和12） |
|------|-----------|-----------|------------|
|      | 現況        | 目標値       |            |
| 調査地点 | 7         | 7         | 7          |
| 達成地点 | 6         | 6         | 7          |
| 達成率  | 85.7%     | 85.7%     | 100%       |

- 生活排水処理施設の普及率（単独浄化槽から合併浄化槽の設置数の変化）

浄化槽等の個別生活排水処理施設の設置や維持管理に関する啓発を行っていきます。本市は、し尿のみを処理する浄化槽である単独浄化槽も多く設置されており、このみなし浄化槽は、生活排水を同時に処理する合併浄化槽と比べ、BOD（生物化学的酸素要求量）などが高くなる傾向があります。

そのために、市民に対し、単独浄化槽から合併処理浄化槽への設置変更を啓発していきます。

| 年度                          | 2010<br>（平成22） | 2025<br>（令和7） | 2030<br>（令和12） |
|-----------------------------|----------------|---------------|----------------|
|                             | 現況             | 目標値           |                |
| 単独浄化槽設置数                    | 5506           |               |                |
| 合併処理浄化槽設置数                  | 7391           |               |                |
| 合併浄化槽の（単独浄化槽+合併処理浄化槽）に占める割合 | 42.7%          | 75%           | 90%            |

出典：三重県における浄化槽の状況（三重県環境大気生活部大気・水環境課）2013（平成25）年2月

○生活環境の保全に係る相談件数

環境保全に関する啓発を行い、生活騒音や野焼きなどに関する市民からの生活環境の保全に係る相談件数の削減に努めます。

| 年度   | 2019<br>(令和元) | 2025<br>(令和7) | 2030<br>(令和12) |
|------|---------------|---------------|----------------|
|      | 現況            | 目標値           |                |
| 相談件数 |               |               |                |

実践すべき環境行動（市民・事業者）

市民・市民団体については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- ・自動車の購入の際には、エコカーの選定に努める。
- ・通勤、通学時はなるべく公共交通機関や自転車を利用する。
- ・単独浄化槽から合併浄化槽へ変更する。浄化槽の適正な運転管理に努める。など。

事業者については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- ・社有車の購入の際には、エコカーの選定やエコドライブに努める。
- ・自然環境に関する調査や情報提供に努める。
- ・有害化学物質や汚濁物質の排出抑制を図る。など。

## 【 基本目標 2 】

### 「 豊かな自然 」

本市は、市街地を中心に国指定の文化財に指定されている上野城跡をはじめとした歴史的・文化的遺産が数多く存在し、周辺地域は、溪流、森林などの豊かな自然環境や農村地域の里山などの原風景が点在しています。とりわけ、青山や大山田などには国指定の特別天然記念物のオオサンショウウオが多数生息しています。

このような豊かな自然環境は、私たちにとっても、生命の基盤となる貴重な空間であり、かつ多様な自然環境は、環境の健全さを示す指標でもあります。また、歴史的・文化的遺産は、営々とした先人の営みの中で継承されてきたものであり、人々に潤いや安らぎを与えてくれるものです。

このようなことを次世代に引き継ぐため、以下の施策を実施していきます。

### < 施策の方向 >

#### 基本施策（1）豊かな自然環境の保全

##### 施策1 水辺の保全

- 河川、水路は、水性生物の生態を考慮し管理します。
- 河川改修や道路の整備は、生態系に配慮した工法で実施します。

##### 施策2 森林の保全

- 人工林の間伐つを行い、森林を適正に管理します。
- 地域住民、NPO やボランティアと協働のもと、里山の保全や再生を推進します。

##### 施策3 農地の保全

- （農地のオーナー制度などで遊休・荒廃農地の活用を推進します。）
- 里山や田園環境の維持や保全に努めます。

#### 基本施策（2）生物多様性

##### 施策1 希少生物の保護

- 大規模開発については、希少野生動植物を保護するため、環境アセスメントの実施について、県・国と連携して指導します。
- 希少動植物の保護・育成を行うための支援を行います。
- 希少動植物がみられる河川、湿地帯の保全に努めます。

## 施策2 外来生物への対応

- 特定外来生物については、国や県と連携し、状況把握や情報発信を行います。

## 基本施策（3）公園の整備や緑化

### 施策1 公園の整備や緑化の推進

- 公園、緑地の適切な維持管理を行います。
- 公園の計画的な整備を行います。
- 自然の触れ合いなど図るため、環境センターにビオトープ整備を図ります。

### 施策2 緑化の推進

- 事業所などの敷地内で自然を取り入れた緑化推進のための指導・啓発を行います。

## 基本施策（4）文化環境の維持

### 施策1 景観の保全

- 地域住民による歴史的文化遺産などの維持管理活動を推進します。

### 施策2 歴史的文化環境の保全

- 歴史的文化環境を保全します。

〔数値目標〕

- 検討中です。

### 実践すべき環境行動（市民・事業者）

市民・市民団体については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- ・ 地域環境を大切にすると共に、外来種等をむやみに放流等しない。
- ・ 貴重な野生動植物などを捕獲・採取しない。
- ・ 自然を守る活動には積極的に参加する。
- ・ 家庭菜園、植花、緑化などを行い、身近な緑の確保に努める。など。

事業者については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- ・ 開発を行う際には、法令や指導要綱を順守する。
- ・ 工場や事業所の緑化などに努める。など。



## 【 基本目標 3 】

### 「 地球環境 」

地球温暖化は、私たちの日常生活や経済活動から排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの濃度の上昇によって起こり、海水面が上昇するだけでなく異常気象を引き起こし、生態系や生活環境などに重大な影響を及ぼすことが懸念されています。

しかし、地球環境問題の多くは、悪臭や水質汚濁のように人間が直接見たり、感じたりするものでないために、判りづらく取り組みにくい問題です。そのため、温暖化に関する情報や最新の動向などを積極的に情報提供して市民の関心を高めるとともに、省エネルギーや温室効果ガス削減に向けて市民・事業者・行政の各主体が一体となって取り組んでいく必要があります。

このようなことの対策のため、以下の施策を実施していきます。

### < 施策の方向 >

#### 基本施策（１）温室効果ガスの排出抑制

##### 施策１ 温室効果ガスの排出抑制

- 市の事務事業は、「伊賀市地球温暖化対策実行計画」（事務事業編）で策定された取組みに努めます。
- 事業者は、エネルギー使用の効率化に努めると共に、行政は啓発や指導・助言を行います。

##### 施策２ パリ協定

- 国、県の計画に沿って、パリ協定が達成できるよう、市民・事業者・行政が一体となり、関連施策推進に努めます。
- 自治体間のネットワークなどを通じた県や周辺市町などと環境施策に関する連携や交流、情報交換を行います。
- 地球環境問題や市の施策について、市のホームページや広報を通じ情報提供し啓発を行います。

#### 基本施策（２）再生可能エネルギーの推進

##### 施策１ 再生可能エネルギーの推進

- 再生可能エネルギーの普及を図るよう啓発していきます。
- 公共施設での再生可能エネルギー導入推進に努めます。

## 基本施策（3）低炭素なまちづくりの推進

### 施策1 公共交通機関の利用促進

- 車の使用を控え、公共交通機関の利用促進に係る啓発をします。

### 施策2 自転車の利用促進

- 車の使用を控え、自転車の利用促進に係る啓発をします。

### 施策3 エコカーの普及推進

- ハイブリッド車、電気自動車等の普及促進に係る啓発をします。

### 施策4 省エネルギー機器の普及推進

- LED照明等省エネルギー機器の普及促進に係る啓発をします。

#### 〔数値目標〕

- 本市（事務事業）の地球温暖化ガスの削減率

（エコカーの購入及び、公共施設への新エネルギー、省エネルギー型の設備の導入等を含む）

本市において策定された「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」について取組みを図っていきます。

| 年度                                      | 2019（令和元） | 2025（令和7） | 2030（令和12） |
|---|-----------|-----------|------------|
|   | 現況        | 目標値       |            |
| 温室効果ガス<br>排出量合計<br>（CO <sub>2</sub> -t） | 21,065    | 20,789    | 18,003     |
| 達成率                                     | -         |           |            |

#### 実践すべき環境行動（市民・事業者）

市民・市民団体については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- ・生活スタイルを見直し、省資源・省エネルギーに努める。
- ・通勤、通学時は可能なかぎり公共交通機関や自転車を利用する。
- ・リサイクル製品をなるべく購入する。
- ・電化製品購入の際には省エネルギー型の製品を検討する。など。

事業者については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- ・生産設備を購入等する際には、省エネルギー型の選定に努める。
- ・生産設備を稼働する際には、効率的な運転に努める。
- ・太陽光パネルなどの再生可能エネルギー設備の設置を検討する。
- ・リサイクル製品を可能なかぎり購入する。
- ・国、県、市が行う環境施策に協力する。など。

## 【 基本目標 4 】

### 「 資源循環 」

本市のごみ処理は、現在、さくらリサイクルセンター、しらさぎクリーンセンター、伊賀南部環境衛生組合で処理されています。しかし、その一方で、ごみのポイ捨て、山林などへの不法投棄など公共心や環境マナーにかかる問題が多く発生しています。

また、市民の最も関心の高い環境問題として廃棄物問題を取り上げており、大量生産、大量消費、大量廃棄といった生活習慣を改め、資源やエネルギーの利用の節約、効率化、再利用といった社会システムを構築していく必要があります。

このようなことの対策のため、以下の施策を実施していきます。

### < 施策の方向 >

#### 基本施策（１）ごみ減量化の推進

##### 施策１ ごみの排出抑制

- 指定ごみ袋の使用によるごみの減量化のさらなる推進を図ります。
- 「生ごみ容器購入」の際に助成金制度を設けてあることから、さらなる利用の促進とゴミの減量化を図ります。
- ごみの減容化の方法やごみの発生の少ない商品に関する情報提供を行います。
- 家庭系、事業系の食品ロスの削減に努めます。

##### 施策２ ごみの分別の徹底

- ごみ分別収集方法などの改善による分別の徹底により資源化ごみの回収向上を図ります。
- ごみ分別アプリの普及促進に努め、分別の徹底を図ります。

#### 基本施策（２）再使用の促進

##### 施策１ 再使用の促進

- ４R（リフューズ（断る）・リデュース（減らす）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化））活動のさらなる推進を図ります。

## 基本施策（3）リサイクルの推進

### 施策1 リサイクルの促進

- わかりやすいごみ収集分別表を作成し、さらなるごみの資源化の徹底を図ります。
- 市民や各団体が実施する資源回収活動を積極的にサポートします。

### 施策2 リサイクル施設の整備

- リサイクルプラザなどの設備の充実を図ります。

## 基本施策（4）ごみの適正処理の推進

### 施策1 一般廃棄物の適正処理の推進

- 一般廃棄物処理計画に基づく効率的な収集や適正処理を行います。
- 焼却施設、リサイクルプラザなどについて、適正な維持管理を行います。
- 市外から持ち込まれる一般廃棄物については、「伊賀市環境保全負担金条例」に基づき監視や指導を行います。

### 施策2 産業廃棄物の適正処理の推進

- 産業廃棄物処理施設の新設や既存施設の稼働については、県や関連機関と連携し、指導要綱に基づく指導を行います。

### 施策3 不法投棄の防止

- ごみの不法投棄の監視を務めるとともに、不法投棄防止のための啓発を行います。

### 〔数値目標〕

- ごみの総排出量（1人あたりを含む）

本市では、ごみの減量化、再使用の徹底、リサイクルの推進を啓発し、ごみの排出量を削減していきます。

| 年度                  | 2019（令和元） | 2025（令和7） | 2030（令和12） |
|---------------------|-----------|-----------|------------|
|                     | 現況        | 目標値       |            |
| ごみ処理合計量<br>(t)      | 27,573    |           |            |
| 達成率                 | -         |           |            |
| 1人当たりのごみ<br>処理量(kg) | 300.7     |           |            |
| 達成率                 | -         |           |            |

○生ごみ容器購入のための補助金申請数

生ごみ容器購入を検討されている市民に対し、購入・利用促進を図るため、補助を積極的に行っていきます。

| 年度      | 2019（令和元） | 2025（令和7） | 2030（令和12） |
|---------|-----------|-----------|------------|
|         | 現況        | 目標値       |            |
| 予算（予定数） | ●●件       |           |            |
| 補助金申請数  | -         |           |            |
| 達成率     |           |           |            |

○ごみアプリの普及率

ごみ分別アプリの普及に努めます。

| 年度     | 2019（令和元） | 2025（令和7） | 2030（令和12） |
|--------|-----------|-----------|------------|
|        | 現況        | 目標値       |            |
| アプリ導入数 | ●●件       |           |            |
| 達成率    |           |           |            |

○資源としてのごみの再利用率

さらにわかりやすいごみ分別表を作成するなどを行い、ごみ分別の徹底を図り資源としてのごみの再利用率を向上させます。

| 年度      | 2019（令和元） | 2025（令和7） | 2030（令和12） |
|---------|-----------|-----------|------------|
|         | 現況        | 目標値       |            |
| ごみの再利用率 | ●●%       |           |            |
| 達成率     |           |           |            |

実践すべき環境行動（市民・事業者）

市民・市民団体については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- ・生ごみ容器の利用を促進する。
- ・再利用を行いごみの減量を行う。また、ごみを排出する際には分別を徹底する。
- ・リサイクル製品を購入する。
- ・ごみ分別アプリを積極的に利用する。
- ・ごみのポイ捨てなどはしません。
- ・家庭系の食品ロスの削減を行う。（食べる以上に作りすぎない。）など。

事業者については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- ・廃棄物のリサイクルを促進すると共に、減容、減量に努める。
- ・原料等について、バージン品の利用から再生品の利用を促進する。
- ・リサイクル製品をできるだけ購入する。
- ・事務用品については、リサイクル品を積極的に使用する。
- ・過去の販売数のデータ等を活用し、事業系食品ロスを削減する。など。

## 【 基本目標 5 】

### 「 環境教育 」

今日における環境問題は、私たちの日ごろの生活・行動が様々な面で環境に影響を及ぼしており、その因果関係は複雑多岐にわたっています。このような問題に対処するためには、市民・NPO・地域の団体・学校・企業・行政など多様な主体が参加し、環境負荷を減らし、豊かな自然環境を保全・創造していくために、共通の仕組みを作っていくことが重要です。

また、環境保全への取り組みに際して、日常における生活や日ごろの事業活動などにおいて、それぞれが環境にやさしい行動の実践を行っていくことが重要です。そのために、お互いの環境保全に対する意識啓発や情報の交換を図り、地域、家庭、学校、職場での環境学習、環境教育を推進していくことが必要不可欠です。

本市は、豊かな自然がまだ数多く残っており、これらを環境教育の場として活用し、自然体験を通じた環境保全意識の向上を図っていくことも考えられます。

このような活動をさらに広げていくために、以下の施策を実施していきます。

### < 施策の方向 >

#### 基本施策（1）環境教育・環境学習の充実

##### 施策1 環境教育・環境学習の体制づくりの推進

- 学校教育活動のなかで環境学習を推進します。
- 小中学校で、環境学習プログラムを取り入れます。
- 本市の特色を生かした環境教育の実施



#### 施策2 大人向けの環境教育の推進

- 公民館講座や学習会などで環境学習プログラムを開設します。

#### 施策3 体験型環境教育の推進

- 自然観察会や野外実習などを通じた体験型の環境教育を行います。
- 資源ごみの回収、ごみクリーン活動を通じた体験型の環境学習を行います。

#### 施策4 人材の育成・活用

- 市職員が率先して環境知識や意識向上を図るため伊賀市 EMS の取組みを通して自覚研修など推進します。
- 環境学習や研修などでは、環境活動に携わっている人や有識者の積極的な講師依頼を行っていきます。

### 基本施策（2）環境情報の共有

#### 施策1 環境情報システムの構築

- 環境情報に係る基本的な方針を確立し、情報システムの構築を図ります。

#### 施策2 環境情報の発信

- 環境に係る新技術、先進事例、国等のエネルギー施策の最新動向について積極的に情報収集・整理し、環境セミナー等を通じて、事業者や市民に情報発信します。
- 市の環境状況及び環境の保全形成を講じた施策を公表します。

### 基本施策（3）環境保全活動への参加の啓発

#### 施策1 環境保全活動の体制づくりの推進

- 事業者や市民などによる自主的な活動を促進するため、助言や支援を行います。
- 事業者、市民、行政などが協力して環境保全活動に取組みやすい体制づくりを推進します。

#### 施策2 環境保全活動に対する意識啓発

- 地域住民や市民団体などの環境保全活動に関する情報を提供し、環境保全活動への参加を啓発します。

〔数値目標〕

○環境セミナーの開催数

環境教育・環境学習の充実を図る目的で「環境セミナー」等の教育の機会を増やします。

| 年度           | 2019（令和元） | 2025（令和7） | 2030（令和12） |
|--------------|-----------|-----------|------------|
|              | 現況        | 目標値       |            |
| 環境セミナー開催回数   | ●●回       |           |            |
| 知識・考え方の変化達成率 | ●●%       |           |            |

○環境学習のプログラムを充実させます。

小中学生を対象とした「環境学習プログラム」の充実を図っていきます。  
また、環境学習の市民向けの講座を開設します。

| 年度                         | 2019（令和元） | 2025（令和7） | 2030（令和12） |
|----------------------------|-----------|-----------|------------|
|                            | 現況        | 目標値       |            |
| 小中学校での環境学習プログラム数<br>×受講生徒数 | ●●        |           |            |
| 知識・考え方の変化達成率               | ●●%       |           |            |
| 市民向けの環境学習の講座数×参加人数         | ●●        |           |            |
| 知識・考え方の変化達成率               | ●●%       |           |            |

○自然観察会、野外実習活動を充実させます。

体験型環境教育の充実を図るため、自然観察会、野外実習などを行っていきます。

| 年度                  | 2019（令和元） | 2025（令和7） | 2030（令和12） |
|---------------------|-----------|-----------|------------|
|                     | 現況        | 目標値       |            |
| 自然観察会、野外実習開催回数×参加人数 | ●●        |           |            |
| 知識・考え方の変化達成率        | ●●%       |           |            |

### 実践すべき環境行動（市民・事業者）

市民・市民団体については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- 市が実施する環境教育・環境学習に積極的に参加します。
- 資源ごみの回収、ごみクリーン活動などに積極的に参加します。など。

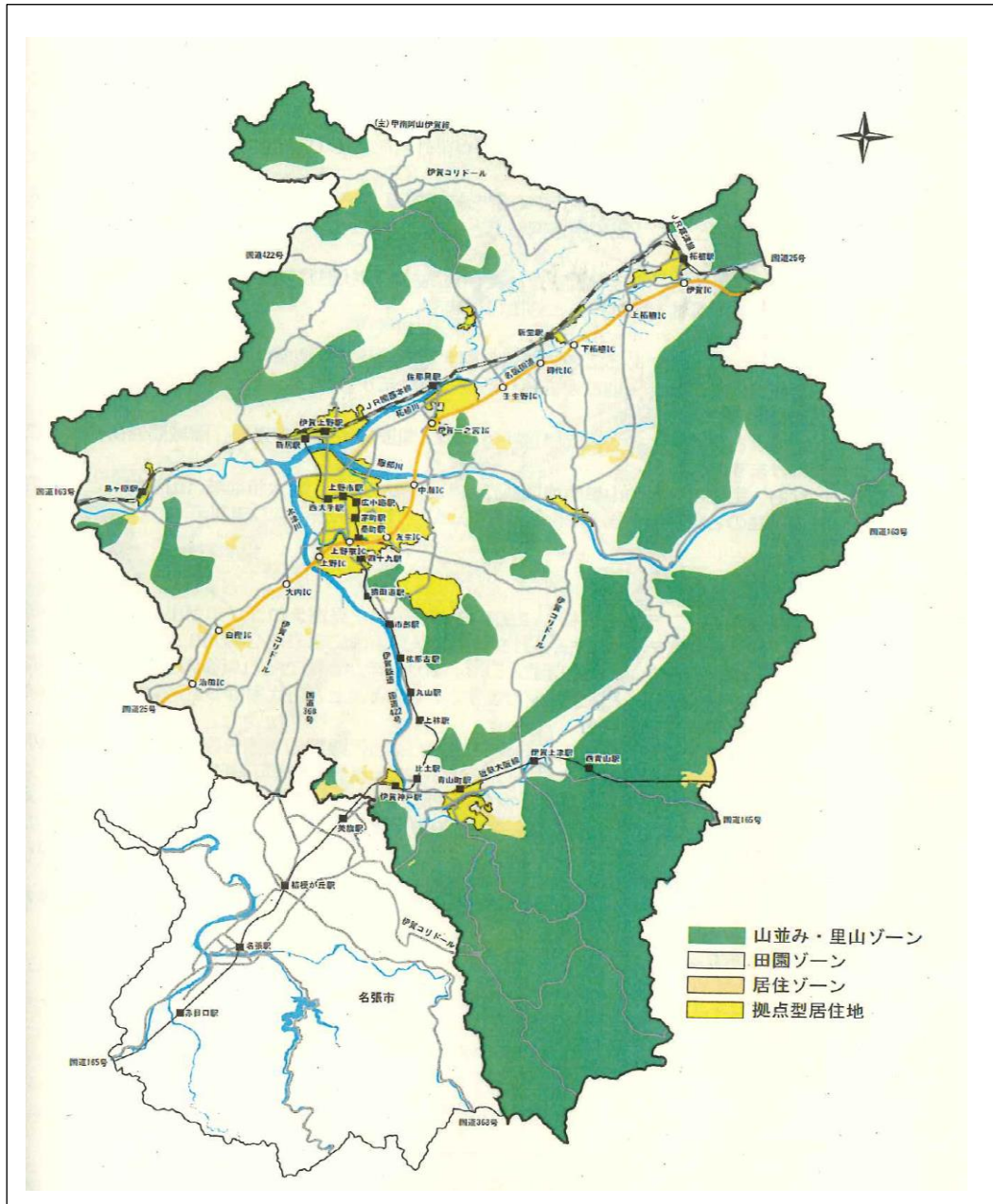
事業者については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- 環境に係る新技術、先進事例、国等のエネルギー施策の最新動向について情報収集を図り、導入の検討を図る。
- 環境研修などを通じて要員の育成を図る。など。

## (2) 地域別

### 地域別の環境配慮

本市は、城下町を中心とした市街地、市街地を取り巻く農住地や森林があり、その土地利用や自然環境の現況や特性を考慮した環境配慮も必要になります。



## 市街地地域（住居ゾーン）

現在、市街地が形成されているところや開発が行われている地域をこれからも地域の商業地域、産業の中心的地域として、市民の都市的で生活を支える市街地地域として位置づけます。

市街地地域では、以下の環境配慮が必要とされます。

- ①建築物を建設する際には「伊賀市ふるさと風景づくり条例（景観条例）」を順守し、景観に配慮します。
- ②開発に対して、自然との共生、資源循環型社会の形成などに配慮した計画に努めます。
- ③一定規模以上の建築物の新築や改築の際には、建築物省エネルギー法に従った構造とします。
- ④公園、緑地の充実や緑化推進に努めます。
- ⑤交通渋滞の緩和に努めます。
- ⑥誇大な看板設置をしないなど良好な都市景観に配慮します。
- ⑦合併浄化槽の普及に努めます。
- ⑧歴史的建造物、遺跡の保全に努めます。

## 農住地域（田園・里山ゾーン）

伊賀盆地に広がる豊かな農地と農村エリア、その背景をなす中山間エリアと里山エリアを農住地域と位置づけます。

農住地域では、以下の環境配慮が必要とされます。

- ①農地の保全、管理を進めます。
- ②ため池、湿地帯などに分布する湿地性植物や水生生物の保護に努めます。また、希少動植物の保護に努めます。
- ③良好な河川水質を維持し安全な飲料水の確保に努めます。
- ④休耕地を有効に活用します。
- ⑤コンポストなどの有機肥料の使用を促進します。
- ⑥体験学習などを通じ、環境保全教育の場として活用します。
- ⑦合併浄化槽の普及に努めます。
- ⑧地球温暖化へ適用した農作物を栽培します。

## 森林地域（山並みゾーン）

鈴鹿国定公園、室生赤目青山国定公園やその周辺の森林エリアを森林地域と位置づけま

す。  
森林地域では、以下の環境配慮が必要とされます。

- ①放置されている森林について適切な管理をし、森林の再生に努めます。
- ②豪雨時に地滑り、山崩れが無いように緑地機能回復などの治山を行います。
- ③野生生物の生育、生息調査を行い、希少な野生生物の保護に努めます。
- ④地域住民、市民団体、事業者等と協力し、森林の再生に努めます。
- ⑤コンポストなどの有機肥料の使用を促進します。
- ⑥体験学習などを通じ、環境保全教育の場として活用します。
- ⑦自然歩道の整備を行い、市民が自然と触れ合える場所を提供します。